

白河市文化芸術推進審議会について

1 審議会の設置について

(1) 設置目的

白河市文化芸術推進基本計画その他の本市における文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため。(白河市文化芸術推進条例第7条より抜粋)

(2) 組織・会議

- ・人数 10人
- ・内訳 学識経験者、文化芸術団体の代表者、市長が必要と認める者
- ・任期 2年
- ・会議 年2回(6月・2月)開催予定 ※令和4年度は4回予定
- ・その他 会長及び副会長は各1人。委員の互選により決定する。

2 白河市文化芸術推進基本計画について

(1) 策定目的

文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため。
(白河市文化芸術推進条例第6条より抜粋)

(2) 策定に至る経緯、計画期間

- ・平成28年10月

白河文化交流館コミネスの開館に合わせて、私たちのまちが、さらなる文化芸術の創造と交流が奏でる感動の舞台となるよう願いを込め「白河市文化創造都市宣言」を行った。

- ・平成29年3月

文化芸術振興の基本理念等を明らかにするために、「白河市文化芸術推進条例」を制定した。

- ・平成30年3月

文化芸術基本法及び白河市文化芸術推進条例に基づき、本市の文化芸術振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するため、「白河市文化芸術推進基本計画」を策定した。

- ・令和5年3月 第1期計画の期間満了、第2期計画の策定(予定)

(3) 計画の推進体制

本市の文化芸術の振興を図るためには、市と市民、文化芸術活動を行う団体等が

協力、連携しながら、基本計画を推進していくことに加え、基本計画で示された施策が効果的に実施され、それが基本目標の実現に向かっているかどうか、その進行管理を行うことが重要です。

そのため、市は、数字で表されるものとそうでないものがあるとの認識の上で、施策ごとに成果や達成度を取りまとめ、新たに設置する白河市文化芸術推進審議会において、定期的に施策の評価・見直しを行い、改善を図ります。

(計画より抜粋)

(4) 施策の評価・見直しの手順

① 評価項目の作成

基本施策・重点施策ごとに、評価項目を作成する。

② 参考指標の作成

評価項目ごとに、参考指標を作成する。

※参考指標の例

- ・コミネスへの来場者・利用者数。
(定量的なもの、数量的な増減)
- ・文化芸術における人材育成の取組み内容。
(定性的なもの、内容)

③ 成果・達成度の把握

市は、参考指標を調査し、評価項目ごとに実績等をまとめる。

④ 白河市文化芸術推進審議会における検証

委員は、市がまとめた成果・達成度について、専門的見地から意見を述べる。

⑤ 検証結果の反映

市は、検証の結果明らかになった課題等を、今後の取組みに反映させる。